

大牟田市告示第 1 9 0 号

条件付き一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を行うので、大牟田市契約規則（平成 2 年規則第 2 6 号）第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

大牟田市長 関 好 孝

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 5 0 2 1 0 0 0 2 0 9
- (2) 工 事 名 大牟田市花ぶらす館改修工事
- (3) 工事場所 大牟田市四箇新町 2 丁目 1 番地地内
- (4) 工事概要

ア 内部改修工事 一式

イ 防水改修工事 一式

ウ 管及び電気設備工事 一式

詳細については、3 で閲覧に供する設計図書による。

- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 3 年 3 月 2 6 日まで
- (6) 入札方式 大牟田市事後簡易審査型条件付き一般競争入札試行要綱
（平成 2 9 年 4 月 1 日施行）第 1 条に規定する事後簡易審査
型条件付き一般競争入札

2 入札参加に必要な資格

- (1) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の許可（同条第 3 項の許可の更新を含む。）及び同法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者
- (2) 令和元年度大牟田市競争入札参加資格者名簿又は平成 3 0 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿に業種が建築一式工事で継続して 1 年間登載されていた者であって、令和 2 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が建築一式工事で登録されているもの
- (3) 公告の日から 9 に規定する開札の日までの間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成 8 年 3 月 1 日施行）に基づく指名停止又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱（平成 5 年 7 月 1 1 日施行）に基づく指名回避の措置を受けていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者

- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合における更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てを除く。）がなされていない者
- (6) この入札に参加する他の入札者と大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱（平成３１年４月１日施行）第２条各号に定める関係を有する者でない者
- (7) この入札に係る工事において、３月以上継続して雇用している主任技術者（建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者をいい、建築一式工事（建設業法第２条第１項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和４７年建設省告示第３５０号。以下「建設省告示」という。）に規定する建築一式工事をいう。）に係る主任技術者に限る。）を配置できる者
- (8) 最新の経営事項審査に基づく総合評定値通知書の建設工事の種類が建築一式工事の総合評定値の点数に、令和２年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が建築一式工事で登録されている主観点数を加えた点数が６５０点以上である者
- (9) 本市（企業局を含む。以下この号において同じ。）と締結している建設工事（建設業法第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る契約（アからオまでに掲げるものを含み、カからコまでに掲げるものを除く。以下「対象契約」という。）の件数が１件（土木一式工事、とび・土工工事、舗装工事、水道施設工事又は解体工事（建設省告示に規定する土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、水道施設工事又は解体工事をいい、建設業法第４条の規定により土木一式工事、とび・土工工事、舗装工事、水道施設工事又は解体工事以外の建設工事を請け負った場合における当該建設工事に附帯する土木一式工事、とび・土工工事、舗装工事、水道施設工事又は解体工事を除く。）に係る対象契約を締結している場合は２件）以内である者

ア 仮契約

イ この入札以外の入札に係る契約締結前の落札者（落札者が特定建設工事共同企業体（大規模建設工事について確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同

- じ。)(異工種特定建設工事共同企業体を除く。)である場合における構成員 (特定建設工事共同企業体を構成する者をいう。 以下同じ。)を含む。)である場合における当該締結前の仮契約及び契約
- ウ 特定建設工事共同企業体 (異工種特定建設工事共同企業体を除く。)の構成員として締結している仮契約及び契約
- エ 条件付き一般競争入札の公告について (平成 28 年企業局告示第 23 号)において本市が発注し、異工種特定建設工事共同企業体の構成員として締結している大牟田市公共下水道事業白川ポンプ場建設工事に係る契約
- オ 条件付き一般競争入札の公告について (平成 30 年企業局告示第 13 号)において本市が発注し、異工種特定建設工事共同企業体の構成員として締結している大牟田市延命配水池更新工事に係る契約
- カ 随意契約により締結している契約
- キ 本市が行った入札により締結している契約であって、当該入札における予定価格 (入札書比較価格)が 4,545,455 円未満であるもの
- ク 災害復旧工事に係る契約
- ケ 公共下水道事業下水道管渠長寿命化改築工事に係る契約
- コ 本市が行った入札において落札者又は入札者がなかった場合に当該入札に係る設計書 (工期に係る部分を除く。)、図面、仕様書及び予定価格を変更せずに行った再度の入札 (地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 8 第 4 項 (同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)の規定による再度の入札を除く。)に係る契約

3 契約書案等の閲覧の場所及び日時

契約書案、入札心得、大牟田市契約規則、大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱、大牟田市郵便入札要綱 (平成 15 年 9 月 10 日施行)、条件付き一般競争入札について (ご案内)、大牟田市工事請負契約約款、設計図書 (設計書、図面及び仕様書をいう。 以下同じ。)については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室 (企業局庁舎 3 階)
- (2) 日時 令和 2 年 12 月 14 日 (月) から同月 28 日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分ま

で

4 設計図書の販売の場所及び日時

設計図書は、入札参加を希望する者が自己の負担により入手するものとする。

- (1) 場所 大牟田市大正町 2 丁目 5 番地 1 2
有限会社西山
電話番号 0 9 4 4 - 5 4 - 1 2 1 2
- (2) 日時 令和 2 年 1 2 月 1 4 日（月）から同月 2 8 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

5 工事内容に関する質問書の提出の場所及び日時

工事内容に関する質問書の提出は、持参又はファックスによるものとする。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎 3 階）
- (2) 日時 令和 2 年 1 2 月 1 4 日（月）から同月 1 8 日（金）まで。ただし、持参による場合は、日曜日及び土曜日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。
- (3) ファックス番号 0 9 4 4 - 4 1 - 2 5 9 2

6 回答書の閲覧の場所及び日時

- (1) 大牟田市企画総務部契約検査室で閲覧する場合 令和 2 年 1 2 月 2 2 日（火）から同月 2 8 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- (2) 大牟田市公式ホームページで閲覧する場合 令和 2 年 1 2 月 2 2 日（火）から同月 2 8 日（月）まで

7 入札に必要な書類

入札に必要な書類は、次の各号に掲げる書類（以下「入札書等」という。）とする。なお、(1)及び(2)に掲げる書類については、大牟田市公式ホームページ「条件付き一般競争入札の必要書類について」等から入手するものとする。

- (1) 入札書
- (2) 事後簡易審査型条件付き一般競争入札参加申請書（単体用）（様式第 1 号）
- (3) 工事費内訳書
- (4) 設計図書等購入証明書（原本）

8 入札の方法

- (1) 入札は郵送によるものとし、郵送先、郵送方法等は次に定めるとおりとする。送付用封筒は、大牟田市郵便入札要綱様式第1号によるものとし、同要綱第2条第2項の規定に基づく記載がないもの又は配達指定日に到着しなかったものは、受け付けない。

ア 郵 送 先 〒 8 3 6 - 8 6 6 6

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市企画総務部契約検査室

イ 郵 送 方 法 配達日指定による簡易書留又は一般書留のいずれかによる。

ウ 配達指定日 令和2年12月28日(月)

エ 投かん期間 令和2年12月22日(火)から同月25日(金)まで

オ 郵送書類等 入札書等一式

- (2) 入札執行回数は、1回とする。
- (3) 入札参加者は、開札の前であって市長が認める場合に限り、文書により当該入札を辞退することができる。この場合において、当該文書は持参により提出しなければならない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札価格の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格として入札書に記載すること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 大牟田市入札室(企業局庁舎3階)

(2) 日時 令和2年12月28日(月)午前11時

入札参加者のうち希望する者及び当該入札事務に関係のない職員が立会いの上、開札を行う。

10 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 入札の結果、14で設定する最低制限価格から13に規定する別に定める予定価格までの範囲内(以下「予定価格等の範囲内」という。)で最低価格による入札を行った者を最低価格入札者として決定する。この

場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせ、最低価格入札者を決定する。ただし、当該入札を行った者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

- (2) 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が2に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないかどうかを審査する。
- (3) 最低価格入札者が、10(2)の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者とししない。
- (4) 10(3)の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、10(1)から10(3)までの規定を適用する。

1.1 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札価格の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として徴収する。

1.2 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、大牟田市契約規則第23条の2第1号、第2号又は第6号に該当する場合は、免除とする。

1.3 予定価格（入札書比較価格）

12,600,000円以上12,699,000円以下の範囲内で別に定める額。なお、落札決定後に公表する。

1.4 最低制限価格（入札書比較価格）の設定

有。なお、落札決定後に公表する。

1.5 入札の無効

- (1) 2に規定する入札参加資格のない者が行った入札及び入札書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

1 6 失業者義務吸収人員

無

1 7 その他

- (1) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。
- (2) 入札者は、入札心得及び条件付き一般競争入札について（ご案内）を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 談合情報どおりの者が落札した場合は、その落札決定を取り消す場合がある。
- (4) 支払条件
 - 前金払 有
 - 部分払 無
- (5) この公告に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令及び大牟田市契約規則によるものとする。
- (6) その他不明な点については、大牟田市企画総務部契約検査室に照会すること。